

平成 23 年 2 月 25 日

## 年金請求書に係る金融機関の証明の簡素化（概要）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：堀田力）に諮り、その意見を踏まえて、平成 23 年 2 月 25 日、厚生労働省にあっせんします。

### （行政相談の要旨）

年金請求書の提出に当たっては年金を受け取る金融機関名、口座番号等を記入し金融機関の証明印を受けることとされているが、負担軽減を図る観点から、金融機関の証明に代えて、預貯金通帳のコピーを添付することで代替できるようにしてほしい。

#### ○ 老齢年金請求手続

老齢基礎年金及び老齢厚生年金の請求に当たっては、請求書に、年金の払渡しを受ける機関に金融機関を希望する場合、金融機関名及び預金通帳の記号番号を記載するとともに、金融機関の証明書を添えて提出しなければならないとされている。（国民年金法施行規則第 16 条第 1 項及び第 2 項、厚生年金保険法施行規則第 30 条第 1 項及び第 2 項）

#### ○ 公務員の退職共済年金請求手続

国家公務員及び地方公務員が退職後に共済年金の請求を行うに当たっては、請求書に、払渡しを受ける金融機関名及び預金通帳の記号番号を記載することについては、上記の老齢年金の場合と同様であるが、請求書に金融機関の証明書を添えて提出することまでは求められてはいない。（国家公務員共済組合法施行規則第 114 条、地方公務員等共済組合法施行規程第 120 条）

### （あっせん要旨）

厚生労働省は、預貯金通帳の写しをもって金融機関の証明書に代える取扱いとすることにより、請求者の利便性の向上及び負担軽減を図るとともに、職員の統一かつ明確な取扱いを期する観点から、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の規定の改正及びこの改正に伴う所要の措置を講ずる必要がある。



資料 1

年金請求書及び共済年金請求書の様式（抜粋）

○ 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

受取機関 1 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)  いずれかを選んで記入してください。	② 金融機関コード	銀行 金庫 信組	④ (フリガナ) 本店 支店 出張所	⑤ 預金通帳の口座番号
	都道府県名	⑦ (フリガナ) 信連・農協 漁協・信漁連	本店 支店 本所 支所	金融機関の証明 印
	③ 支払局コード	⑥ 貯金通帳の口座番号 記号(左詰めでご記入ください) 番号(右詰めでご記入ください)		ゆうちょ銀行(郵便局)の証明 印

※口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

※「年金請求書の記載上の注意書」にある記入の際の注意事項  
「年金の受け取り先になりますので記入した後、金融機関の証明印を押してもらってください。(以下、省略)」

○ 全国市町村共済年金請求書

年金受取機関 (金融機関・郵便局のいずれか一方に記入し、年金受取機関から確認印を受けてください)	金融機関	金融機関名	本店(所) 支店(所)	口座番号(右詰)	年金受取機関の確認印  年金受取機関の確認印を受けない場合は通帳の写しを添付してください
	金融機関	金融機関コード	店舗コード		
	郵便局	ゆうちょ銀行	通帳記号(左詰)	通帳番号(右詰)	

(注) 下線は当省が付した。

## ○ 国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）（抜粋）

（裁定の請求）

第 16 条 法第 16 条の規定による老齢基礎年金についての裁定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

八 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。） 払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

十二 前項第八号イに掲げる者にあつては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書

## ○ 厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）（抜粋）

（裁定の請求）

第 30 条 老齢厚生年金について、法第 33 条の規定による裁定を受けようとする者は、の各号に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

十一 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。） 払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

九 前項第十一号イに掲げる者にあつては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書

## ○ 国家公務員共済組合法施行規則（昭和 33 年大蔵省令第 54 号）（抜粋）

（退職共済年金の決定の請求）

第 114 条 退職共済年金について、法第 41 条第 1 項 の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。

十三 払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

## ○ 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）（抜粋）

（退職共済年金の決定の請求）

第 120 条 法第 78 条 の規定により退職共済年金の決定の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した退職共済年金決定請求書を組合に提出しなければならない。

十二 振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座番号

## 厚生労働省の意見

年金請求書等に記載する年金受取先金融機関については、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則において「預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書」を添えなければならないとされている。

年金事務所の窓口で年金請求書等を提出する場合は、請求者に預貯金通帳を持参してもらうことで、本人名義の口座であること及び年金の振込が可能な金融機関・預金種別であることの確認が可能であることから、金融機関の証明書に代えることができる取扱い（注）としている。

今後、請求者の負担軽減を図るため、預貯金通帳の写しをもって上記の証明書に代えることを可能とする方向で機構と調整を進め、取扱いを変更したいと考えている。

（注）「金融機関の証明に関する取扱いについて（通知）」（昭和50年11月15日庁業発第565号）において

- ① 請求書の様式中に「金融機関の証明」欄を設け、金融機関の証明印を受けけること、
- ② 金融機関の証明印がない場合又は金融機関の証明書が添付されていない場合は、社会保険事務所等において請求書の受付をするときに、受給権者の預金通帳等により、金融機関の名称及び預金通帳の記号番号が確認できるときは、確認した者の印を押印することにより取り扱って差し支えないこととされている。

## 〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

会議のメンバーは、次のとおり。

- |         |    |                    |
|---------|----|--------------------|
| (座長) 堀田 | 力  | さわやか福祉財団理事長、弁護士    |
| 秋山      | 收  | 元内閣法制局長官           |
| 大森      | 彌  | 東京大学名誉教授           |
| 加賀美幸子   |    | 千葉県女性センター名誉館長      |
| 加藤      | 陸美 | 元環境事務次官            |
| 小早川光郎   |    | 成蹊大学法科大学院教授        |
| 谷       | 昇  | (社)全国行政相談委員連合協議会会長 |